

青森県報

第三千五百十八号

平成二十四年
三月二十六日
(月曜日)

正 誤

平成二十四年二月十七日定例公安委員会中……………

(警察本部) 課 ……七

規 則

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

青森県地方独立行政法人法施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改める。

2 知事は、法人が業務のために取得しようとし、又は取得した有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下「除去費用等」という。)について、当該除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第九条第三項中「償却資産」の下に「又は前項の規定により指定した除去費用等」を加え、「当該指定」を「これらの指定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百三十二号

次の軽油引取税に係る特約業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所

目 次

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則……………(行政経営推進室) ……一
告 示……………一

軽油引取税に係る特約業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(税務課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……三

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……四

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……四

漁船保険付保義務の発生……………(同) ……五

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……五

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(同) ……五

漁船保険付保義務の発生……………(西北地域) ……六

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(上北地域) ……六

青森県営農大学の短期研修……………(県民局) ……六

(営農大学校) ……六

の所在地について次のとおり変更があったので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
水晶米あおもり 事業協同組合	南部食糧事業協 同組合	河村 忠夫	川守田 敏男	川守田 敏男	澤口 徳三	澤口 徳三	堀合 茂治	福田 光敏	福田 光雄	赤石 憲二	植村 正治	植村 正治	青森県漁業協同 組合連合会	名 称
河村 忠夫	川守田 敏男	川守田 敏男	澤口 徳三	澤口 徳三	堀合 茂治	福田 光敏	福田 光雄	赤石 憲二	植村 正治	植村 正治	青森市安方二丁目一の二	青森市安方二丁目一の二	青森市安方二丁目一の三	主たる事務所又は事 業所の所在地
一六・二・一	九・五・二七	六・五・二六	二・六・二四	一七・三・四	二・三・七・七	平 成 五・九・一六								年 月 日 更 改

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社菊池商 会	株式会社吉田石 油	大久保 驍也	橋本 喜志雄	橋本 強	齊藤 裕康	齊藤 健治	八戸市沼館二丁目二〇の二三	八戸市沼館二丁目二〇の二三	三・八・二六
甲田 紀儀	菊池 薫	吉田 誠夫	安藤 有明	福島 哲男	八戸市柏崎六丁目二〇の二七	八戸市大字新荒町二〇の一	八戸市大字長苗代字元木二二三の二五	八戸市横迎町二丁目一七の五〇	一五・二・二四

青森県告示第二百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種別	居宅サービス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
--------------------------	-------------	---------------	--------------------	-----------------------

医療法人光 和会	むつ市新町一〇 の四六	通所介護	にこにこデ イサービス	むつ市大字奥内 字近川八の三九	平成 二四・三一九
-------------	----------------	------	----------------	--------------------	--------------

青森県告示第百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	所在地	指 定 年 月 日
	社会福祉法人 博陽会	弘前市大字小沢 字山崎四四の九		希望ヶ丘居宅介 護支援事業所	弘前市大字小沢 字山崎四四の九	

青森県告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 事業名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	名 称	所在地	指 定 年 月 日
				指定介護予防サー ビス業者		

医療法人光 和会	むつ市新町一〇 の四六	介護予防 通所介護	にこにこデ イサービス	むつ市大字奥内 字近川八の三九	平成 二四・三一九
-------------	----------------	--------------	----------------	--------------------	--------------

青森県告示第百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	名 称	指定障害福祉サー ビス業者	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	名 称	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	所 在 地	年 変 月 日 更
							社会福祉 法人 博陽会	合同会社 クラーレ					

社会福祉法人 聖康会	社会福祉法人 悠福社	社会福祉法人 悠福社	名称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名称	障害福祉サービス事業を廃止年月日
弘前市大字独狐字山辺一八三	青森市大字新城字福田七九の二	青森市大字新城字福田七九の二	主たる事務所の所在地	居宅介護	指定居宅介護事業等事業所	青森市大字新城字福田七九の二	平成二四・一・三
知的障害者入所更生施設	重度訪問介護	居宅介護	名称	障害福祉サービス事業を廃止年月日	指定居宅介護事業等事業所	青森市大字新城字福田七九の二	平成二四・一・三
弘前市大字独狐字山辺一八三	青森市大字新城字福田七九の二	青森市大字新城字福田七九の二	所在地	年月日	指定居宅介護事業等事業所	青森市大字新城字福田七九の二	平成二四・一・三
"	"	"	"	"	"	"	"

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十四年三月二十六日

青森県告示第百三十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 K・S・C・F・I	株式会社 K・S・C・F・I	株式会社 K・S・C・F・I	株式会社 K・S・C・F・I
青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一
重度訪問介護	重度訪問介護	居宅介護	居宅介護
訪問介護センター S・C・F・I	訪問介護センター S・C・F・I	訪問介護センター S・C・F・I	訪問介護センター S・C・F・I
弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五	弘前市大字中野五丁目二五の五
"	"	"	"

発起人の住所及び氏名（名称）	青森県知事 三 村 申 吾
区	三 村 申 吾
域	三 村 申 吾
区	三 村 申 吾
分	三 村 申 吾

青森県告示第百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

医療法人社 団清泉会	社会福祉法人 明和会	社会福祉法人 明和会	社会福祉法人 愛和会	社会福祉法人 至誠会	社会福祉法人 至誠会	社会福祉法人 聖康会
五所川原市字芭蕉四八の二	むつ市大字田名部字赤川内並木一四の二四五	むつ市大字田名部字赤川内並木一四の二四五	西津軽郡深浦町大字戸字家野四一〇の一八	十和田市大字大の不動字山中二	十和田市大字大の不動字山中二	弘前市大字独狐字山辺一八三
短期入所	生活介護	身体障害者施設	知的障害者施設	短期入所	知的障害者施設	短期入所
医療法人社 団清泉会	とらみデイサービスセンター	身体障害者施設	知的障害者施設	一誠園	一誠園	知的障害者更生施設さくら園
五所川原市字芭蕉四八の二	むつ市大字田名部字赤川内並木一四の二四五	むつ市大字田名部字赤川内並木一四の二四五	西津軽郡深浦町大字戸字家野四一〇の一八	上北郡七戸町字後平五九七の一	上北郡七戸町字後平五九七の一	弘前市大字独狐字山辺一八三
二四・三・一	"	"	"	"	二四・三・元	"

青森県告示第二百二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字三厩鳴神九四番地 伊藤 逸雄 東津軽郡今別町大字今別字今別三七番地 野 土 一 公 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元四五番地 蝦名 正 廣	竜飛今別

東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神三八 福井 隆幸 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津間沢一七の一 小山内 和治	外ヶ浜第五区域 同組合の地区 のうちの字平館今津金の沢 の神、字平館今津才 今津尻高、字平館 平館尻高川、字平館今津間 沢の区域	小型定置漁業と 底建網漁業を併 せ営む漁業
東津軽郡今別町大字大泊字大村元八七 入江 勝弘 東津軽郡今別町大字大泊字大村元六三 本田 鶴夫	竜飛今別第三区域 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字大泊の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

青森県告示第二百四十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

株式会社みちのく銀行八戸営業 部ユニバース南類家店出張所	八戸市南類家二丁目	を
株式会社みちのく銀行田向支店	八戸市青葉三丁目	に改める。

青森県告示第二百四十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字羽白字富田一九〇の四
青森農業協同組合
- 二 変更内容
 - 1 変更前の売りさばき場所
青森市筒井一丁目五の一〇
 - 2 変更後の売りさばき場所
青森市大字野木字野尻六一の六

青森県告示第二百四十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の三 小野 修 一	新深浦町
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の六 伊藤 鉄 雄	
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三二の二二 山崎 清 則	

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員の前届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年三月二十六日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

役員別の氏名	住 所	退任の年月日
沼端 剛	上北郡おいらせ町東後谷地七一	平成二十四年三月三十一日

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月二十六日

青森県営農大学校長 小 野 智 栄

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十五年一月二十八日から同年二月一日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受検資格取得
農業機械士養成研修	平成二十四年八月二十日から同月二十四日まで	三十五人	青森県営農大学校生	農業機械士技能検定試験受検資格取得
農業機械整備研修	平成二十四年十一月二十一日	十人	農業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
農業安全研修	平成二十四年八月三十日から同年八月三十一日まで	十二人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車引免許又はけん引免許（農耕用自動車）の受検
	平成二十四年九月三日から同月七日まで	三十五人	農業者及び農業関係者	

平成 三五〇 二七号	発行 年月日 番号	区 分	ペー ジ	段	行	誤	正
公安 委員会			二	下	一七	平成 二四 年一 月一 十八 日	平成 二四 年一 月一 十二 日

警察本部会計課

正
誤

2 新規就農チャレンジ研修(新規就農チャレンジデュアル教育)

特別 研修	市町村長又は農業 関係団体の長と協 議の上、その都 度実施する。	平成 二四 年十 月十 五日 から 同月 十九 日 まで	平成 二四 年十 月十 五日 から 同月 十九 日 まで	平成 二四 年九 月十 日 から 同月 十四 日 まで	十二 人	十二 人	十二 人
若 十 名	各市町村長又は農 業関係団体の長と 協議の上、その都 度決定する。						

- 二 所要経費
- 次の経費は、受講者の負担とする。
- 1 テキスト代、農作業実習経費
 - 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
 - 3 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費(十一月から二月の間)、諸経費

施設野菜 施設花き	平成 二四 年五 月十 五日 から 同月 二十 五日 まで (土日、 祝祭日 を除く)	五人	受講 対象 者 Uター ン・イ ター ン就農 希望者 、他 産業者 からの 新規参 入希望 者又は 就農希 望の定 年退職 者 等で、 研修了 後、確 実に就 農が見 込まれ る者	摘 要
--------------	---	----	--	--------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭